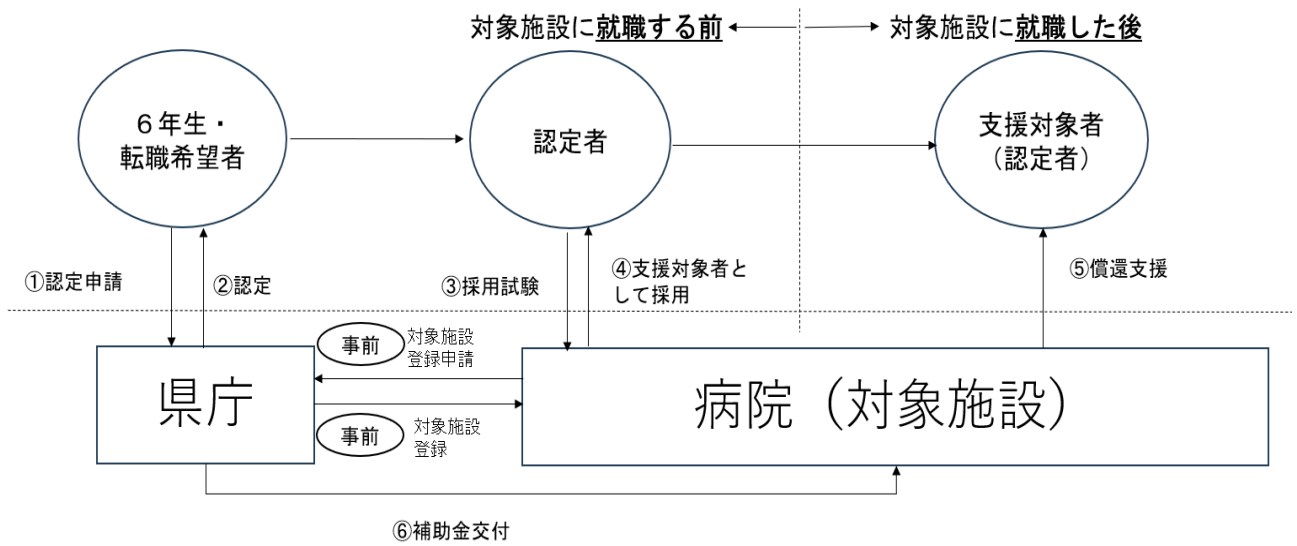


○用語説明



用語	説明
対象施設	県から登録を受けている県内の病院
認定者	県から認定を受けた方で、対象施設において支援対象者として採用されれば、奨学金の償還支援を受けることができる方（対象施設に就職後も引き続き「認定者」となります。）
支援対象者	対象施設において、奨学金の償還支援を受ける方

## 1 対象施設の登録申請について

問1 他県にある法人ですが、県内の病院を対象施設として登録することはできますか。

(答) 法人所在地が県外の場合も、県内で開設している病院は、対象施設として登録できます。

問2 診療所を対象施設として登録することはできますか。

(答) 登録できません。

問3 登録はいつまでに申請すればよいですか。

(答) 申請は随時可能ですが、登録されるまで補助金の交付申請の受付ができませんのでご注意ください。

問4 当院では、規定されている研修プログラムの一部の項目を実施する設備がなく、研修プログラムに含めていないのですが、申請はできますか。

(答) 研修プログラムは、「病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金に係る研修プログラム基準」に定める必修の研修項目を全て含むものとしてください。自院で研修項目の一部を実施できない場合、他の病院への出向等により実施してください。

問5 申請書等に押印は必要ですか。

(答) 申請書には押印は不要です。ただし、誓約書等の一部の書類は自署又は押印が必要です。

問6 対象施設は公表されますか。

(答) 対象施設は、県ウェブサイト上で公表します。

問7 対象施設の登録は毎年度しなければなりませんか。

(答) 一度登録されれば、毎年度登録申請する必要はありません。なお、登録事項を変更したときは、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金対象施設登録変更届出書（要領様式第4号）を提出してください。

## 2 6年生・転職希望者の認定申請について

問1 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金以外にどのような奨学金が対象になりますか。

(答) 大学等の修学のために貸与を受けた、本人による償還が必要な奨学金であって、償還免除条件がない又は貸与者が償還免除条件を満たす見込みがないと認められる奨学金が対象となります。

例えば、あしなが育英会、市町村が実施する奨学金が対象となります。一方で、保護者等が借り受けて返済する「教育ローン」、補助事業者が支援対象者に自ら貸与した奨学金は対象外となります。

問2 内定済ですが、認定者となることは可能ですか。

(答) 内定前か内定済みかにかかわらず、認定者となることは可能です。ただし、内定先の病院が対象施設として登録を受けない場合は、支援対象者となることはできません。

問3 薬剤師の国家試験が、不合格となった場合、認定は取り消されますか。

(答) 認定は取り消されます。交付要領第8に基づき、届出をお願いします。なお、次年度、認定申請を行うことは可能です。

問4 県内の薬局に勤める薬剤師も、新たに県内病院に就業する意思があれば、認定者となることは可能ですか。

(答) 認定者となることは可能です。

問5 昨年度、県内の病院に勤めていた薬剤師も認定者となることは可能ですか。

(答) 認定者となることはできません。

問6 現在、県外の同一法人内の病院に薬剤師として勤務しており、法人内の転勤により県内の対象施設で勤務する場合、支援対象者になれますか。

(答) 県内定着を図ることが目的の制度であるため、県外への転出が考えられる場合、認定者となることはできません。

問7 県外出身者でも認定者となることは可能ですか。

(答) 出身地は問いませんので、認定者となることは可能です。

問8 県外在住者で県内の対象施設に勤務する場合、認定者となることは可能ですか。

(答) 住所地が県外の場合でも、認定者となることは可能です。

問9 既に県内の対象施設に就業していますが、認定者となることは可能ですか。

(答) 認定者となることはできません。(令和8年度に新たに就業した病院薬剤師を対象とした募集を令和8年度のみ実施する予定です。)

問10 支援を受けていた対象施設から別の対象施設に転職した場合、引き続き認定者となることは可能ですか。

(答) 認定は取り消されます。交付要領第8に基づき、届出をお願いします。

問 11 対象施設から内定をもらっていますが、県から認定を受けていれば、必ず支援対象者となりますか。

(答) 対象施設から支援対象者となることを認定等される必要があります。

3 支援対象者（奨学金償還支援制度により奨学金償還の支援を受ける薬剤師）について

問1 支援対象者は出向や異動しても、引き続き、補助金の対象となりますか。

（答）研修プログラムを受けるために県内の病院に出向する場合や同一法人の対象施設への異動は引き続き対象となります。

問2 就職予定者が、薬剤師の国家試験に不合格となり、就職しなくなった場合は、対象施設はどのような手続きが必要ですか。

（答）県に報告をお願いします。また、就職予定者に対して、対象施設に就職しなかったこと及び不合格となったことについて、交付要領第8に基づき、県に届出を行うようお知らせ願います。

問3 支援対象者の上限を設けても良いですか。

（答）上限を設けることは可能です。募集要項等で採用試験の応募者に周知するようお願いします。

問4 産前産後休暇や育児休業で勤務していない期間に、奨学金貸与機関から奨学金の償還期限の猶予を受けずに、奨学金の償還を続けている支援対象者に対して支援金を交付していますが、補助金の交付は受けられますか。

（答）補助金の交付は受けられます。

問5 前年度以前に雇用した薬剤師に対して、今年度から新たに奨学金償還支援を行っていますが、この薬剤師は補助金の対象となりますか。

（答）補助金の交付の対象にはなりません。

問6 採用試験の応募者が県に認定者として認定されているか、県に認定を申込しているかどうか分かりません。

（答）対象施設側で応募者に直接ご確認ください。

問7 雇用形態はパートや嘱託職員でも支援対象者になりますか。

（答）正規雇用の職員のみが支援対象者となりますので、支援対象者にはなりません。正規雇用からパート勤務に変更になった場合も、その時点で補助の対象外となります。

問8 補助条件期間（補助対象期間の1.5倍の期間）の算定方法はどのようになっていますか。

（答）対象施設に正規雇用で実際に就業した期間を算定してください。また、県内の他の病院等への出向等（知事が特に必要と認めたもの）の期間は補助条件期間として算定してください。ただし、1月未満の端数が生じた時は、これを1月として切り上げて算定してください。

問9 産前産後休暇や育児休業で奨学金貸与機関から奨学金の償還を猶予されれば、補助対象期間は延長される（4の問14参照）とのことですが、その間、補助条件期間（補助対象期間の1.5倍の期間）として算定できますか。

（答）産前産後休暇は補助条件期間として算定できます。一方で、育児休業や休職は算定できません。

#### 4 補助対象経費について

問1 複数の団体から奨学金を借り入れている場合、補助対象経費はどのようになりますか。

(答) 補助対象となる奨学金であれば、借入先の数に関係なく、補助事業者（対象施設）が支援した額が補助対象経費となります。なお、月5万円に対象月数を乗じた額又はその年度に償還した奨学金の償還額のいずれか低い額が上限となります。詳細は交付要綱でご確認ください。

問2 当院の奨学金償還支援制度により、既に奨学金償還の支援のための支援金等の支給を行っている場合、交付申請前に行った支援金等の支給は補助対象経費となりますか。

(答) 交付要領第13に基づき、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金交付決定前事業着手届（要領様式第11号）を事前に県に提出し、県から承認を受けた後、償還支援を実施した場合に補助を受けられます。

問3 支援対象者が償還している金額以上の金額を支援することは可能ですか。

(答) 本県としては償還額を超える支援を行うことを否定するものではありませんが、県からの補助金の額は償還額の2分の1以内となります。詳しくは、交付要綱第4をご確認ください。なお、償還額を超える支援金が課税対象となるかについては、税務署等の関係機関にご確認をお願いします。

問4 市町村等の奨学金償還支援制度を併用する場合、補助額はどのようになりますか。

(答) 補助額は交付要綱第4に基づき計算します。月5万円の補助対象期間の月数を乗じた額と奨学金の償還額から市町村等の支援制度による支援額を控除した額のいずれか低い額を、補助基準額とします。基本的に、その補助基準額と実支出額とを比較して、少ない額に2分の1を乗じて得た額以内の額が補助額となります。なお、他の地方公共団体や企業等の奨学金償還支援制度で、併用を不可としている可能性がありますので、団体等の支援制度の規定をご確認ください。

(例) 月5万円を償還している場合

例1：他の併用する制度（月額支援額3万円）の場合で、病院からの支援が2万円の場合。

→県から病院への補助は月あたり1万円となります。

例2：他の併用する制度（月額支援額6万円）の場合で、病院からの支援が2万円の場合。

→県からの病院への補助はありません。

問5 補助金の交付決定を受ける前に、償還支援事業を実施することはできますか。

(答) 交付決定前に事業を行う場合、事前に病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金交付決定前事業着手届（要領様式第11号）をご提出ください。

問6 支援対象者が奨学金を繰上償還する場合、補助金の交付を受けることはできますか。

(答) 補助金の交付を受けることができます。ただし、交付要綱第4に基づき補助金の額を算定しますので、ご注意ください。

問7 支援対象者の奨学金償還は今年度の10月から始まりますが、当院では、奨学金償還支援のための支援金を同年12月に10～12月分を支給しています。この場合、補助対象期間の始期はどのようになりますか。

(答) 補助対象期間の始期は、交付要領において、「交付申請を行う日の属する年度に支援対象者が対象施設で勤務している期間のうち、支援対象者の奨学金の償還の債務の履行の開始日以降の日であって、支援金等の支給を行う日の属する最初の月(支援金等の支給を複数月分まとめて支給する場合、その対象期間の最初の月)から最後の月までをいう。」としていますので、設問の場合、始期は10月となります。

問8 当院の奨学金償還支援制度では、支援のための支援金を、当該年度末に一括で支給する規定としています。この場合、補助対象期間はどのように設定すればよいですか。

(答) 補助対象期間の始期は、支援金等の支給を複数月分まとめて支給する場合は、その対象期間の最初の月としてください。ただし、当該月以前に支援対象者の奨学金の償還の債務の履行が開始している必要があります。

問9 支援対象者が奨学金の償還を滞納した場合、補助金の交付を受けることはできますか。

(答) 正当な理由なく奨学金の償還を滞納した場合は、その時点で補助を打ち切ります。滞納を把握した場合は、速やかに県に報告のうえ、病院薬剤師奨学金償還支援事業変更又は事業中止(廃止)承認申請書(支援対象者がいなくなる場合)を県に提出し、承認を受けてください。なお、この場合、支援対象者の従事期間が補助条件期間未満となるため、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることとなります。

問10 補助条件期間中に支援対象者が県外勤務となった場合、補助金の交付を受けることはできますか。

(答) その時点で補助を打ち切ります。その場合の対応は問9を参照してください。

問11 補助条件期間中に支援対象者が離職した場合、補助金の交付を受けることはできますか。

(答) その時点で補助を打ち切ります。その場合の対応は問9を参照してください。

問12 就業義務期間中に支援対象者が離職した場合、病院は支援した支援金等を返還させなければならないですか。

(答) 病院の規定等により支援対象者から返還させるかどうかを決定してください。ただし、支援対象者から返還を受けたかどうか、返還された額にかかわらず、原則、県から既に交付した補助金の一部を病院に返還を求めます。

問13 当院の奨学金償還支援制度規定等に基づき、支援対象者に支給した支援金等の返還を受けた場合、それまでに受けた補助金を県に返還する必要がありますか。

(答) 支援対象者から返還を受けた支援金等に、補助事業者(対象施設)が交付を受けた補助金相当額が含まれる場合は、返還を受けた支援金等のうち補助金相当額の返還が必要ですので、速やかに県に報告してください。なお、支援対象者が支援金等の返還後離職した場合で、従事期間が補助条件期間未満である場合、支援対象者から返還を受けた額にかかわらず、原則、既に交付した補助金の一部の返還を求めます。

問 14 産前・産後休暇、育児休業その他の事由により、奨学金貸与機関において奨学金の償還期限の猶予が承認された場合は、補助金の交付期間を延長することはできますか。

(答) 猶予が承認された場合は、当該猶予期間を上限に延長することができます。

## 5 交付申請手続き等について

問1 支援対象者の奨学金の償還が10月から始まります。10月から支援金等の支給を開始する場合、交付申請はいつまでに必要ですか。

(答) 支給開始日によらず、県からお知らせする交付申請書提出期限までに提出してください。なお、対象施設として登録されるまで交付申請書の受付ができませんのでご注意ください。また、本事業は実施年度の予算の範囲内で行うこととしているため、当該予算額を超過した場合、交付申請書の受付ができませんのでご注意ください。

問2 補助金交付決定を受けた後、支援対象者に月5万支援することになっていたが、月7万を支援することにした場合、何か手続きが必要ですか。

(答) 病院薬剤師奨学金償還支援事業変更承認申請を行ってください。事前に県へご相談ください。

問3 補助金交付決定を受けた後、支援対象者に月5万支援していたが、月4万を支援することにした場合、何か手続きが必要ですか。

(答) 病院薬剤師奨学金償還支援事業変更承認申請を行ってください。事前に県へご相談ください。

## 6 実績報告について

問1 補助金請求はいつまでに行えば良いですか。

(答) 補助対象期間終了若しくは中止、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い時期までにご提出ください。

問2 実績報告で求められる奨学金の償還実績を証明する書類はどのような書類ですか。

(答) 奨学金貸与機関が発行する奨学金償還(返還)証明書、スカラネットパーソナルの「詳細情報」のページ写しや銀行の通帳(振込先が分かるもの)等が該当します。

問3 実績報告で求められる研修プログラムの実績資料として、病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金研修プログラム実施報告書のほかにどのような資料が求められていますか。

(答) 研修日時、研修に使用した資料(概略)、研修時の写真等を含めた、研修実施記録(任意様式)等が該当します。なお、研修プログラムが全項目終了した場合は、実施報告書の備考にその旨ご記載ください。